

令和 6 年 定 例 第 3 回 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

令和 6 年 9 月 20 日 午前 9 時 30 分 定 例 第 3 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 巻 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋治	係長	高野 志乃扶
参 与	田中 裕樹	書 記	大木 新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松嶋 盛人	総合政策課長	村越 公貞
副 市 長	森田 泰平	企画振興課長	坂本 生治
教 育 長	待鳥 博人	福祉課長兼 福祉事務所副所長	野田 英一
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松藤 典子	学校教育課長	松尾 郁代
市民部長兼 市民課長	山田 利長	子ども子育て課長	田中 聡美
環境経済部長	木村 勝幸	農林水産課長	猿本 邦博
建設都市部長	甲斐田 裕士	商工観光課長	相地 智輝
教 育 部 長	堤 則勝	上下水道課長	松尾 秀勝
消 防 長	北嶋 俊治	市民課主任参事補佐	松尾 和久
総務課長	平川 貞雄	社会教育課長	村井 美和
財 政 課 長	大坪 康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 発言取消しの申し出について
- (2) 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定についての撤回の件
- (3) 認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第2号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (5) 認定第3号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第4号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第5号 令和5年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第6号 令和5年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (9) 認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (10) 議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定について
- (11) 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について
- (12) 議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定について
- (15) 議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- (16) 議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (17) 議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (18) 議案第46号 財産の取得の追認について
- (19) 議案第47号 財産の取得の追認について
- (20) 議案第48号 財産の取得の追認について
- (21) 議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- (22) 議会改革調査特別委員会の設置について
- (23) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 発言取消しの申し出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．発言取消しの申し出についてを議題といたします。

14番中島一博君より、9月6日の一般質問時における発言取消しの申出があります。

中島一博君の発言を許します。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

皆さんおはようございます。発言取消しの申出。

9月6日の一般質問時における私の発言のうち、別紙の下線部を取り消したいので、議会において許可されるよう、みやま市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。発言取消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、中島一博君からの発言取消しの申し出を許可することと決定をいたしました。

日程第2 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく

使用料関係条例の整理に関する条例の制定についての撤回の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定についての撤回の件について、撤回理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。議長より先ほどの議案第39号の撤回についての分で御説明を申し上げます。

議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について撤回理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、使用料の減免に関する基本方針の見直し基準に基づき、使用料に係る条例について、規定を整理する必要があるため提案をいたしました。

御審議に当たっては、常任委員会での補足説明や追加資料の提供を行ってまいりましたが、使用料減免に関する資料に誤りがあることが議員からの御指摘により判明いたしました。この誤りは、本議案を御審議いただく上で重要な事実関係を覆すものであり、正しい審議を妨げ、議会との信頼関係を損ねる深刻な問題であると認識いたしております。執行部一同、心からおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

このような事態において議決をお願いすることは信義則に反するものと考えております。また、本議案については再度の熟考が必要と判断しましたので、みやま市議会会議規則第19条第1項の規定による議案の撤回をお願いするものであります。よろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

それでは、質疑ございませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

昨日、全員協議会の中でも申しましたように、9月3日に議案第39号の提案理由の説明がありましたが、そのとき、近隣自治体は10割減免であると質疑されたと思いますが、近隣自治体と均衡を図ると市民部長は答弁なされたと思います。9月12日の産業建設常任委員会の中で、近隣自治体の減免の関係が出たわけですが、3市は10割減免でございましたが、1市だけが5割減免ということで、タブレット中に入っておりましたが、昨日も言われていたように、一議員が9月3日から1自治体も10割じゃないかということで言われておるにもかかわらず、私たちには5割減免ということでそのままいったわけです。明くる日の13日も総務常任委員会を傍聴いたしましたが、そのときは何か資料をやられたようで、それでまた総務常任委員会は議論されていたと思います。それと、9月17日は文教厚生常任委員会の中で再度、10割減免じゃないかということで、間違いだということで先ほど市長が言われたように撤回の請求になっておると思いますが、昨日も私が言ったように、3常任委員会全て、この議案第39号に対して、どの常任委員会も30分以上の議論を重ねて慎重審議したにもかか

わらず、市長が先ほど撤回の説明をなさいましたが、これは非常に重たい決断だと思いますが、その辺市長はどう考えておられるのか、それを1点目にお伺いいたします。

そのとき、3日の日、駐車場はどうなっているかということで、市長は近隣の自治体を調査しながら検討すると、その回答もお願いいたします。

それと2番目は、議案第39号については、先ほど言いましたように、12日、13日、17日の常任委員会で議論したにもかかわらず、数字の間違いだということで簡単に撤回請求ということなんですが、提案者の市長は、昨日も言ったけど、ある議員が質疑しているにもかかわらず、所管の部課長のほうを見て答弁してくれというような、そういう態度を取られたかと。市長、提案者のあなたが答弁せにゃいかんとやないですかと。市長がこの議案第39号に関しては市長が一番分かっていないんじゃないかと思いますが、その辺も市長、再度お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

1点目の質問でございます。

減免に関しての分でございますけれども、誠に調査不足で申し訳ございませんでした。その案件につきましては、先ほども提案理由の中で御説明を申し上げましたけれども、使用料減免に関する資料、この誤りというのは非常に重大な内容であるということを考え、撤回するという非常に重たい決断をさせていただいたわけでございます。

2点目の駐車場等についての分は、今後また調査をして判断を進めてまいりたいと思っております。

常任委員会におきましては、それぞれ御審議をいただき、本当に多大なる御労力をおかけし、誠に申し訳ないと思っております。深くおわびを申し上げます。責任者として、そこは本当にもう深くおわびを、再度でございますけど、申し上げるしかございません。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。（「駐車場はどうなのか」と呼ぶ者あり）

駐車場の調査結果でございますが、久留米市だけがこの近隣では徴収しているということでございます。大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、朝倉市等については――すみません、ちょっと県南10市ではないということで御報告を申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

今の公共施設の使用料改定につきましては調査不足ということですが、既に議会の常任委員会でいろいろ議論し追及されているのにもかかわらず、提案を撤回し、この市議会が混乱していると思いますよ、賛成、反対。私たちもどう判断していいか分からんまんま、このまんま来ているんですよ。それにもかかわらず簡単に撤回とかですね。昨日も言いましたけど、もう市長、3回目ですよ。霊柩車、本郷小学校の合宿所の件、今度3回目になるので、市長はすみませんでしたと。市長は市のトップの提案者ですよ。昨日も言った、これは不信任案に値するような議案ですよ。その辺をどう考えてあるか、再度伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今回の議案の撤回に関しましては資料の誤りであるということで、私としては非常に重大な決断をさせていただいたと考えておりますし、議会の皆様方におかれましては、それぞれの常任委員会等で提案し、誤りであったということが後から出たということに関しまして、非常に私も誠に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

そういう意味で、今後しっかりここを精査しながら、もう一度この議案に関しましても、市民生活にも直結しますことからしっかり精査をして、また再度提案をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長は6年前、市長選で当選されてから6年目になりますけど、6年間、市長の言動、行動を見てきておりますけど、小学校1年生から入学して6年生、卒業ですよ。もう実際やったら今中学1年だと思います。全く成長っていないような気がいたします。

ちょうど5年前の9月議会ですよ。一般質問覚えていますか、優生思想の件ですよ。昨日のように私は覚えています。市長、あのときの質問と答弁が全く合っていないでしょうが。今も合わないと思いますけど、その辺も十分考えて市政運営を行っていただきたい。公平・

公正がモットーですよ。そしてトップリーダー、市長はボトムアップを期待していると、これが間違いですよ。市長と部課長の信頼関係は全くないと思います。

私たち議員は市民の代表であって、松嶋市長が公平・公正に市政運営するのを監視するチェック機関なんですよ。市長はもうちょっと行政を勉強していただきたいと思います。最後に答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

誠に申し訳ございませんでした。今後、職員一丸となって、こういう誤りがないように鋭意努力してまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回の撤回の先ほどの市長の説明の中でやっぱり私自身思うのは、みやま市のそういった数字等の誤りではなくて、これは近隣の調査をしてからの数字の誤りということでありました。これは近隣の市町村に対しては大変迷惑をかけているというふうに私自身感じます。

今までいろんな事務事業の不手際等もあって、二重、三重の、いわゆる点検をするということでもありますけれども、そういったことを含めて、この調査においてはそういった一人の責任ではなくて、二重、三重の、そういった点検をされたのかどうなのかを含めてひとつお聞きをしたいというふうに思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

誠に申し訳ございません。二重、三重の点検についてはしておるものと私は考えておりましたが、それができていなかったということは誠に申し訳なく思っております。そういう面も含めて、今後しっかりその面は徹底してまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

そういった分でいけば、やっぱり本議会で公の場ということでのそういった資料提出ということがいけば、もうきつい言い方をすれば、虚偽の報告みたいな形に捉えられはせんかなというふうに私自身は思います。そういった分がないよう、きっちりと調査を含めて二重、三重の、そういったところも含めて今後きっちりとやっていただき、正確な資料を提出していただきたいというふうに思います。

今回についても、近隣を調査しながら、それに合わせるんじゃないくて、調査してどうなのかというのが第一の目的だったろうというふうに思いますけれども、あとは、市は市の独自の取組として、これはもう市長の判断であるというふうに思いますので、市民生活に影響が及ばないような取組をぜひとも今後もやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

前の議員さんと重複すると思いますが、議案第39号の撤回理由ですが、資料として提出した近隣市の減免割合の数字が間違っていると。真摯に審議されている議会に対し深刻な問題であるとして議案第39号の撤回を請求されておりますが、反対している議員は、真夏も真冬も元気に所狭しと動き回り、自分の夢をかなえるために一生懸命活動している子供たちの団体から使用料を徴収しようとする、このこと自体に反対しているわけです。簡単に資料の間違いでしたと言うて撤回されることに非常に強い憤りを感じております。少なくとも私はこういうことを皆さん方とかんかんがくがくやりながら、反対に持ち込みたいというふうなことでやってきております。それを、単純な資料の誤りということで撤回される。夢を追う子供たちとの同レベルにこのことを考えておられることに、さらにまた大きく憤りを感じているところでございます。

市長や教育長には常々から子供たちは次代を担う宝と、伸び伸びとすくすくとなど、子供の成長にエールを送られておりますが、今回の議案第39号の質疑の回答を見ますと、子供教育への一貫性に乏しく、その場しのぎの美辞麗句、巧言令色であったことが証明されたと強

く感じております。これは私だけでなく数人の議員が申されておるとおりでございます。市長、教育長には、今までの言動を自分で顧みられれば自分でおのずと分かることだと思います。

それで、確認をします。再度の熟考が必要との文言がありますが、撤回理由である資料の誤りのほかに、私が判定しておる次第である子供たちの活動団体から使用料金を頂くことがよしか否かというような協議はされたのかどうか。撤回に至りますまでに協議を何度かされていると思いますが、その中で、私たちの主題である、あなたたちにずっと言うてきた、これは反対ですよ、これは反対ですよということについて本当に協議されていたのかということをお聞きします。また、いろんなことで議論をしておりますが、それについての協議もされてきておるのかと。

それから、この議案第39号について、策定委員会の在り方や時代背景、弱者への配慮、市の努力、受益者等々質疑がありましたが、それらについても協議されたのかと同じことを申しておりますが、お尋ねします。私はこういうことがなかったんではないかと。そのあかしに、先ほども出りましたが、9月3日の質疑の際、近隣市では使用料について無料であるという旨を既に伝えているにもかかわらず、それを無視したため、9月12日、13日、そして17日、各常任委員会への資料を提出し、今回の撤回に至っているわけでございますが、馬耳東風が招いた事案である。議員はもちろん、議会を愚弄した行為であるということを認識されたいと私はこのように思っております。近隣が無料のことは3日の質疑で既に市長や教育長も御存じのはずであったんです。誤った資料の提出に際し、なぜ注意や指摘をしなかったんですか。あなたたちに3日の日、近隣市は無料ですよということを私は申し上げております。そして、今回こういうことはあってはならんと。何でそういう簡単な言葉で言えるかと。何で職員の責任を取らせるようなことの発言があるのかということについて、以上お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

瀬口議員の御質問にお答えいたします。

まず、子供の健全育成についての議論を真剣にされたのかという部分でございますが、先ほど市長は誤りがあったということを前面に出されて申されましたけど、その背景等につい

て、しっかり子供の健全育成についてはどうあるべきかというような議論はいたしました。そしてその1つ、全面の撤回理由は、ここに資料に間違いがあったというようなことではございませんが、本当に子供の健全育成、そして、健やかな成長を支えるためにはどうしたらいいかという部分も含めて再考をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、近隣市が無料であったのは御存じだったのではないかとこのところ、9月3日の時点で、私は近隣市の一つでありますところは少し徴収をされとったというように認識をしておったところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この件につきまして、健全育成に関しては、教育長も合わせて話合いは何度もいたしました。やはり負担増に関しましては、私もそういう面では非常に憂慮すべき部分もあるという部分は思っておりましたけれども、近隣市への受益者負担等も考えた上で徴収しているというような部分で受け取っておりましたので、本市の財政状況を考えます上で、少しでも受益者負担という部分も考えないといけないという思いもあり提案をしたわけでございますけれども、議員がおっしゃるように、調査がしっかりしていなかったという分については、私は非常に重く受け止めまして、議案の撤回をさせていただくこととしたわけでございます。

議員おっしゃるように、先ほどから何度も申し上げておりますように、議員の皆様方に対しては誠に申し訳なく思っております。今後、そういう近隣市等の部分も併せまして、子供の健全育成、そして、そのほかにいろんな団体がございます。その分も含めて再度再考して御提案をさせていただくということで撤回をさせていただいているということでございます。ぜひともその分については御理解をいただければと思っております。

また今後、職員と共々、再度提案するに当たってしっかり精査しながら、また、いろんなところに御意見も賜りながら、この議案に関しては再度提出をさせていただきたいと思いますので、議員がおっしゃる部分は十分私も拝聴し、そして、対応を今後進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今のお答えを聞きよると、3日の日等については、今まで近隣市では何らかの割合で徴収はしていると認識しとったということなのですが、今さっき言ったように、私は3日の日に近隣市は無料ですよと。それで、どこに均衡を合わせるのかというようなことを申し上げたと思いますが。だから、私は馬耳東風だと。私がこういうことを言ったって、何ら聞く耳を持たなかったということが今回に及んでおるわけです。それを十分認識していただきたいと。

それで、今の回答では、子供たちの団体から使用料金を取るか否かも十分検討したということでございますので、それはそれで非常にいい議論をされているなど。私たちの主題であるのは、そういう団体から徴収すべきでないということが私たちの主題でありますので。

そういうことをおっしゃりよりも、もう一つ伺います。

7月のときに全員協議会でこの件について簡単な説明がありました。そのときに近隣市と均衡を合わせるというようなことであつたために、私は3日にどこの市と合わせるのかということで質問したと思います。そしたら、均衡を合わせると今まではさんざんに言ってきたのが、本市の財政を考えてというようなことにすり替わっておるんですよ。それは3日、その背景は何やったんですか、すり替わったこと、近隣市と均衡を合わせるということはどこで合わせるんですかと私は質問をしようとしたんですが、それは何かできんようなことで、本市の財政状況を考えて本市独自の云々というような発言をされたと思うんですが、答えが変わった、その背景は何やったんですか。それをちょっと聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

先ほどの質問についてお答えいたします。

まず、9月3日に近隣との均衡ということでしたけれども、私が記憶する範囲では、近隣の状況を参考にし、本市として減免について検討したというふうな言い方をしたというふうに思っております。

先ほど9月3日の状況、確かに数字が違っておるのは大変申し訳ございませんでした。一部それでも負担している自治体もあるというふうな状況、大半は確かに少年スポーツ団体については無料が多いんですけども、それも参考にし、本市として考え方を決定したという

ふうに申し述べたつもりでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

もう3回目ですもんね。

私たちとあなたが言っている取り方が違うんですよ。近隣市と均衡を図ると、それが何で変わったんですかということをお聞きしよりますが、私が思うに、もうその時点で近隣市は10割減免だというのが分かるとるから均衡を合わせるという言葉がなくなったんじゃないですかと。そうしか取れんのですよ。その時点で、周りは全部10割減免だということをあなたたちは既に知ったんじゃないですかと、こういうことしかならんとですたい。何で答えば変えなはったとかと。それで、何で違う資料を出したのかと。故意ではないかという疑いがあるんですよ。その時点で、もう近隣市は10割減免をやっているとあなたたちはそこで認識したんじゃないんですか。それを故意的に柳川市は5割減免だという資料を提出したとしか私は思えません。何で答えがすり替わったかと。近隣市と均衡を合わせると、今になって参考にしながらとか、そういう意味合いであなたは言ったんじゃないでしょうが。均衡を合わせるというのを強く前面に押し出しておるわけですよ。委員会でもそうやないですか、それが何で変わっったのかと、そういう疑いがあります。それをはっきりさせれば、この資料は故意的に出されたんじゃないかというふうに考えざるを得ない。そういう中で、市長、教育長も、3日の日に近隣市は10割減免ですよと申し上げたにもかかわらず、それを任せっ放しにされたというのは大きな責任があるというふうに思っております。今のお答え、しっかりやってください。

今回、市長のほうからは、また再度十分な検討をして再提案させていただくということですが、言わんとされておるのは重々分かりますよ。子供の成長の環境づくりは家庭の負担とこのを十分考えながらまた再提案をしていただくということでございますが、できれば、2年のうちぐらいに提出をしていただきたい。なしかと。私が議員でおる間に出してくださいよと。少しでもこういう団体から徴収するという提案やったなら徹底的に反対をいたしますということをごをここで申し上げたいと思います。

本当は、今日は子供団体のほうから幾人かここに傍聴に来られるはずだったんですが、撤

回されたということで、今日は多分お見えになつたらんでしょう。これは相当な影響を及ぼしとると。それで、もし可決されたならば、ある団体の役員さんがスポーツ団体、これは今、小・中学生の文化部っちゃないですもんね。スポーツ団体だけなんですよ。そういう団体をまとめて抗議に行きますというようなこともおっしゃったわけですが、どちらかという
と、市長、教育長には幸いやったかなというふうに思っております。

そういうことで、再提案をされるならば私が反対に回れる時期にぜひ提案をしていただきたい。そういう中で、今さっき申しましたように、市長、教育長たちには、そういう夢を
しっかり持っている子供、団体から使用料金を取るか否かと、これまたしっかりと今検討
しますとおっしゃられよっけんですね、これは本当に十二分に検討して提出をしていただ
きたいと思っておりますが、もう最後でございますので、また重複されるかもしれませんが、一
言お願いしたいと思います。それと、先ほどの回答ですね。山田部長、分かつとつとですか。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

瀬口議員さんの御質問にお答えします。

9月3日の中の協議、御質問の中でもお答えいたしました。教育委員会としては、もう
議員御指摘のとおり、やはり子供たちの健やかな成長、そして、健全な成長というものを求
め続けるのが教育委員会の使命だというふうに考えております。9月3日の時点では、近隣
との均衡、そして、受益者負担という言葉も少し出させていただきました。しかしながら、
資料に誤りがあったという部分も含めまして、再度、市長部局と十分協議しながら、この議
案第39号の撤回をいたしましたけど、その提出については考えてまいりたいというふう
に思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の御質問にお答えいたします。

再度申し上げますけれども、私は、この調査の不十分な分、非常に重たいものであるとい
うことで決断をさせていただきました。その中で、瀬口議員がおっしゃっている子供の健全

育成、そこは私も同じように思っております。そういう面も含めまして、ぜひともさらに精査をして再提案をさせていただきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。また、御指摘ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

繰り返しになるかもしれませんが、9月3日、私のほうでは近隣を参考にし、本市で内容について決定したというふうなことを申し上げたというふうに記憶をしております。確かに大半の自治体が使用料については10割減免というのは認識をしておりました。ただし、一部の自治体につきましては、夜間使用料については一部負担をお願いしておると。そういう近隣の状況を参考にしながら、本市としての方針を決定したということでお答えをしたつもりです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

なかなか質問に対する部長の答弁が、どうも質問者は納得を得る答弁じゃないみたいですよ。ちょっともう一回言うてください。はい、どうぞ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私だけでなく多くの議員さんがそれを聞いとるんですよ、全協での説明のときに、均衡を合わせるためにと。だから、ほかの議員さんも質問をしとるじゃないですか。均衡を合わせるというのはどこに合わせるのかと。ほかの議員さんからも質問がありよっじやなかですか。私一人がそれを言いよつとやなかですよ。そしたら、その均衡を合わせるという文言が消えて、市の財政等を考えればというような言葉に変わったんです。だから、そこで何で変わりましたかということをお尋ねしよるわけですよ。その時点で、既にもう近隣は10割負担だということを認識したために文言を変えざるを得なかったと。だから、ここに出した資料、これは間違いというだけでは済まんとやないですかと、故意的に出したんじゃないですかという疑いが残りますと言いよるわけです。

委員会を、そして、議会を軽んじた行為だと、そういうことにつながりやせんですかと私は言いよるわけです。きちっと納得いく答弁をしてくださいよ、これにもちゃんと録画がありますよ。自信があるならしっかりせんですか。それを議長、しっかり答えさせてください。

お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

9月3日の発言については繰り返しのになりますので、もう控えさせていただきますけど、7月1日の全員協議会での話だろうと思いますけれども、その際に近隣との均衡というふうには私は明確に言ったというふうには、大変申し訳ございませんけど、ちょっと記憶には定かではございません。少なくとも9月3日については、あくまでも近隣を参考にし、本市としての考え方を決定したというふうに申し上げました。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと休憩入れまじょうかね。休憩後の会議はブザーでお知らせしますので。

午前10時13分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

瀬口議員、まずは山田部長からの的確な答弁をお願いしたいということですもんね。山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

私の発言が大変分かりづらくて皆様に御迷惑かけまして本当申し訳ございません。再度御答弁させていただきます。

まず、近隣の大半の自治体が少年スポーツ団体への減免について10割減免だというふうに認識しておったのではないかということですけれども、あくまでも一部の自治体では、5割減免であったり、負担をしていただいているというふうにしか認識をしておりませんでした。

その中で、それを参考にしながら、当然、財政状況も踏まえながらでございますけれども、本市としての減免の考え方を検討していったというものでございます。大変説明がまずくて申し訳ございませんでした。

以上です。決して故意にしたものでもございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

今回の提案ですが、国の施策でもある青少年の健全育成及び子育て支援の流れ、また、みやま市の将来を託す子供たちを市を挙げて育てようとしている流れに逆行することになりかねませんでした。

市長は、子供たちのことをみやまの宝と言われますが、その子供たちから公共施設使用料を徴収する重要な議案のはずです。その議案の撤回は理解しますが、しかし、その理由が、職員が調査した減免の数字に間違いがあったから撤回すると言われる。議案の撤回理由としては、子供たちの育成を本気で考えられているとは思いません。議案に重みがありません。

また、議案の撤回は、職員の調査ミスのようにも聞こえます。職員が全議員に頭を下げていましたが、そんなことはさせたくないですね。

では、原点に返ってお聞きしますが、議案第39号の提案理由を教えてください。子供の教育に受益者負担の原則を適用される真意が当初から私は分かりませんでした、さらに分からなくなりました。市長、教育長は共に小・中学校の先生であり、子供の教育については一番の理解者のはずです。なぜスポーツや文化活動を通して人間性や社会性を学ぼうとしている子供たちからその機会を奪うような、親の心の痛みが分からない使用料徴収になったのか、4つの理由があったと思いますが、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員の質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃった議案第39号の提案理由の説明でございます。先日のを読み上げさせていただきます。

本件は議案第38号でも御説明をいたしました使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料に関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するもので、みやま市立学校施設設備利用条例などに関連する18の条例について、端数切捨て規定の削除や官公庁の後納規定を新設するとともに、減免に関しては基本方針の見直し基準に基づき定めることとし、詳細は規則へ委任するなど、所要の改正を行うものでございます。

特にその中で、減免に関しての分でございます。

今回の再考を要するという部分につきましては、今、議員御指摘のとおりでございますが、

減免に関しては基本方針の見直し基準に基づき定めると、この分についての分でございます。その意味で、健全育成に関しましては、議員も御指摘のとおり、私も子供の健全育成に関しましてはしっかり進めていかないといけないと思っております。

そういう意味も含めて、近隣の調査をした部分での重大な誤りがあったということ、それを基に今回撤回をさせていただき、再度、先ほどおっしゃっていただいている青少年の健全育成に関しましてしっかり精査し、もう一度再提案をさせていただくという強い決意の下、また、誠に申し訳なく思っておりますけど、この関連規則に関わってまいりますので、しっかり論議をしながら、もう一度再提案をさせていただきたいと思っています。健全育成は、私は本当に大事にしないといけないとしっかり考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

全協の中での4つの具体的な項目をお聞きしとるんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松尾市民課主任参事補佐。

○市民課主任参事補佐（松尾和久君）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

昨日の全協の中でといいますか、各委員会でお配りしました資料の件をおっしゃっているのかなと思いますけれども、4枚のパワーポイントで説明をいたしました。策定の経緯から使用料の法律、条例、規則の関係と、3番目に近隣市の状況と見直しによる各団体への負担見込み、それと、受益者負担の割合と施設の性質別分類ということで説明を各常任委員会の中でさせていただいたことをおっしゃっているのかと思いますけれども、この4つの資料の趣旨といたしましては、なぜその策定をしたのかということ、ここから始まりまして、また、青少年の健全育成と受益者負担をどう整合性を図っていくか、調整していくかということを理解していただくために、例えば、3番目の資料では、先ほどから議論があつてはいますけど、近隣市の状況を踏まえながら、または、最終的には5%になりますけど、負担を少しだけでもお願いしたいということを踏まえて、健全育成と市の財政的な負担、両方のことを考えながら条例でこのようにお願いしておりますということで御説明しておりますので、そういう

趣旨で今回説明をしてまいりましたが、今回、先ほど御指摘があっているような近隣市の状況について大変重大な間違いが出ましたので、このような今日の撤回となっているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

古賀議員、今タブレットに飛んできとっと思うけれども、各3常任委員会で配付いただいた資料ですね。このことが4枚あるけど、今まさに松尾主任参事補佐からの説明で……（「昨日の全協の中にいらっしゃらなかった。おらっしゃった人たちが一番よう分かるはずですよ。私から言うてもよかですよ」と呼ぶ者あり）なら。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

まず、市の財源の確保、それから受益者負担の原則、指定管理者制度への移行、それから、多くの市民に利用していただくためダブって借らんように、4つですよ、よかですか。子供たちの教育に受益者負担の原則を適用される真意が本当に分からなかったんです。ところが、昨日の話で、財源不足、財源確保が根本にあるのが見えてきました。受益者負担の原則により子供たちから公共施設利用料を徴収する前に、受益者負担の最たるものである給食費との関係の整理が必要です。給食費とは、人件費もかかっていません、光熱費もかかっていません、本当の材料費なんです。だから、受益者負担の最たるもの、自分が食べるものですから。みやま市ももちろん補助していますが、受益者負担の原則を言うなら給食費は徴収しなければならない。教育の無償化、義務教育の無償化はありますけれども、その中に給食が入っていないから各市町村は今取っているんですよ。私は、給食の無償化が駄目と言っているわけじゃないですよ。一般社会が給食の無償化に進んでいるときに、子供たちが運動場、体育館、文化施設を使用するときに徴収すると言っているんですから、時代の流れに逆行している、または一貫性がないということを言っています。昨日、瀬口議員からも一貫性について話がありました。さらに、子供たちに負担を求めるより財政の無駄の見直しが先じゃないでしょうかね。それをチェックするのが議会の仕事ですが、だから、議会にも責任があります。

それから、今回、子供たちから徴収する公共施設使用料は数万円と聞いていますが、その代わりにふるさと納税を使えないか。たしか教育振興基金もあったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどおっしゃった4つの視点について、ちょっと私のほうから直接お答えできなくて申し訳なく思います。

この案件につきまして、やはり受益者負担の原則というのは今までの本市のいろんな施設等の使用料に関しては、近隣とかに関しましては非常に全額免除が多かったという点については私は報告を受けております。それで、今回の分についてはいろんな部分で、市のほうが近隣市と比較しても非常に厳しい財政状況、持続可能なみやま市をつくっていくためには、やはりある程度の受益者負担の考え方というのは御理解いただくのは適切ではないかなというのは考えておりました。

ですが、議員おっしゃるように、子供たちの健全育成のために、やはり私もしっかり応援をしていかないといけないという考え方は持っております。そういう意味で、議員がおっしゃるような部分での今回の見直しをする中で重大な誤りがあったということで、そういう子供たちへの負担を増大させるようなこと、これが近隣市であるというふうな部分で捉えておりました。そこについては非常に申し訳なく思っております。ですから、この誤りについて再度精査し、しっかり子供たちの健全育成のためにこの条例を変えていかないといけないと思っております。

特に、本市の利用率は非常に高うございますけれども、相当数が光熱費等も併せて無料という部分でございます。近年の状況を考えますに、近隣市はそういう子供たち等の部分については全額免除とかいうのは多うございます。でも、一般の方たちも非常にそういう面ではみやま市は減免が広うございまして、非常に厳しい状況であると。そういう意味も含めて、近隣と一般的な部分は合わせようというような、合わせるというのもおかしいですけど、それに見合うような市の利用料、手数料部分を少しでも頂くことによって市の財政の将来的な財源の一部にでもさせていただければ、何より受益者負担の考え方がある面持っていただきたいという部分はございます。

再度申し上げます。子供たちの減免規定に関しましては、しっかりそこは瀬口議員さんの御指摘いただいたように取り組んでまいりたいと思いますので、再度提案する部分で御理解いただけるように努力をしてまいります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

8 番古賀義教君。

○8 番（古賀義教君）

ふるさと納税の中に教育振興基金があると思うんですよ。それを使うわけにはいかんのですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、ふるさと納税等の教育関係の使用の部分でおっしゃっていただいたと思います。当然それも含めて検討させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

もう3回目けんですね、まとめて要領よく。8 番古賀義教君。

○8 番（古賀義教君）

私は大人から取るなどとは言っていないんですよ。大人から取っていいじゃないですか。弱者は知りませんよ。今回は子供のことだけを言っていますので。

それから、最後です。

規則の制定に議会の議決は必要がありません。議員は口を出せません。次回以降、万が一、子供たちから公共施設使用料徴収の議案を提出されることがあれば、規則も整理して条例と同時に議案提出をお願いしたい。もし規則で子供たちから公共施設使用料徴収になった場合、近隣市の柳川、筑後、大牟田、八女市の公共施設使用料については全額減免、さらに、夜間照明についてもほぼ近隣市が全額減免扱いになっています。なぜみやま市だけが子供たちからお金を取るのかになります。

今回のように、議員の手が届かない規則により公共施設使用料徴収にならないよう配慮をお願いいたします。同一セットで議案の提出をお願いしたいということです。このことについては、産業建設常任委員会でも相当議論して、荒巻議員からの指摘もありましたが、ほかの各議員も同じと思います。条例は通した、規則でお金取るようになった、議員のせいのように思われますので、セットで議案提出をお願いしたいというお願いです。よろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は。答弁要るでしょう。（「はい、もちろん」と呼ぶ者あり）松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はい、そのようにしっかり進めてまいります。どうぞ御理解よろしくお願い申し上げます。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

私は今回のこの撤回の件についてお尋ねをします。

冒頭言いますが、まずは非常に残念でございます。このような撤回をされることを非常に残念に思っております。

それと、今いろんな議員からの質問、前回、全協から始まっておりますが、我々は市民の負託を受けてこの議場で代弁しているんですよ。それで今まで言っとる分が結果として撤回しますとなるわけですね。このようなことはないと思うんですよ。常に我々は市民からの意見を聞いて、それがどうなのか、市民のために役立つのかどうかということでいろんな意見を言います。逆な意見も当然言います。しかしながら、今回のこの分については、条例の改定、使用料、1 週間でつくり上げたものじゃないでしょう。十分調査された結果、そして、間違いないと。市長もさっきおっしゃったチェック、チェック、同じ人間が何回チェックしても一緒です。ですから、一瞬のうちに間違いでしたとなったじゃないですか。

ですから、我々も言っているのは、さっきも言いますけど、我々がいろんな質問をします。今日もしています。一般質問をしますが、発言する上ではちゃんと調べているんですよ。尋ねて質問じゃないんですよ。調べた上で、これにとっては市民に対していいことだと、いや、執行部のほうはおかしいんじゃないかということで発言しているんですよ。まさしく今回それだったんですよ。ですから、私どももそれがあったとき、議長室で注意しましたよね。そのとき議員がおっしゃられたやつは、私は注意だったと思うんですよ。調べてみんかいという意味だったと思うんですよ。議長と私で注意しましたよね。松尾主任参事補佐、そうやったでしょう。調べられていないんですよ。ですから、各常任委員会で同じような、調べてあれば問題なかった。最後の文教厚生常任委員会でその場で調べて結果が出た。我々がこういった意見をしよるのは全然聞いていないもん。調べて言っているんですよ。それで、行政執行に役立つと思って私は意見を言っているんですよ。何も反対しているんじゃないんですよ。それを聞いてされんなら、全然行政の役割を果たさんもん。

そういうことで私は言っているんですが、もう一つは、市長が命令したら成果を出してくださいよ。行政執行の業務の中では、上が命令したら成果を出すんですよ。間違った成果を求めているんですよ。そのために期間も与えてやっているじゃないですか。こういった議会に条例として、議案として出されるときは、もう再三皆さんおっしゃってあるけんがら、もうそれを言う必要はないんですが、やはり私どもは再三言いますように、市民から負託を受けております。今回はその使用料の問題ですが、いろんな分で負託を受けてこの場で代弁しているんですよ。そこら辺、十分皆さん分かっていたいただいて調べてください。そして、自信持って出してくれんですか。1週間、昨日ここで調べて上程したわけじゃないでしょう。非常に私は残念に思います。それだけです。何か最後に。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

前原議員おっしゃるように、やはり議案として提出する以上はしっかり精査し、裏づけのあるものでなければならないと認識しております。今回、それが最後の最後になってこういう大きなミスが出たということは、私も非常に残念に思いますし、二度とこういうことがあってはならないということを含め、市民生活に寄与するような内容をつくらないといけないと思っております。

そういう意味で、使用料・手数料等のこの条例に関しましては、再度しっかり精査した上で提案をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

もう前原議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定についての撤回の件につきまして採決をいたします。

お諮りをいたします。本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定についての撤回の件は承認することに決定をいたしました。

日程第3～第9 認定第1号～認定第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9．認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定につきましの7件を一括議題といたします。

本7件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長報告を求めてまいります。前原決算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○決算審査特別委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。ただいま令和5年度決算審査について、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件であります。

審査の方法については、14名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政成果が達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行ってまいりました。

本特別委員会の開催は、9月3日、4日、10日、19日の4日間、分科会は、9月12日、13日、17日の3日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行ったところでございます。

一般会計としては、令和５年度歳入決算額22,222,866,676円、歳出決算額21,529,517,937円で、歳入歳出差引額は693,348,739円、実質収支は533,414,530円の黒字となっております。

なお、一般会計の基金総額は9,847,526,857円、市債総額は26,820,579,829円となっております。

一般会計と４特別会計を合わせた歳入合計額は33,762,016,572円、歳出合計額は32,618,851,741円、歳入歳出差引額は1,143,164,831円、実質収支は983,230,631円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘あったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項については、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

予算の執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について。

税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取組を続けること。

ふるさと納税については、さらなる返礼品の充実に努めること。

コミュニティバスを含む公共交通対策については、効率的・効果的な改善を図り、利便性の向上に努めること。

シティプロモーションの有効活用を図り、さらなる移住・定住施策につなげること。

高齢者等運転免許証自主返納支援事業を進める上で、その内容を調査研究し、利用拡大に努めること。

保健福祉施設の補修、営繕に努めること。

子育て支援拠点施設が手狭であることから、他施設の利用を含めた検討を進めること。

有害鳥獣による農作物被害防止のため、関係機関と連携して効果的な対策を講じること。

清水山荘については、利用者増に向け、引き続き宿泊を伴うイベント等を継続的に実施すること。

オルレイVENTについて、経済波及効果をより拡大させる取組を検討すること。

児童・生徒に対する平和学習は、特定の期日に行うなど、工夫した取組も進めること。

災害発生が予想される場合など、緊急時のスクールバス運行マニュアルの整備を早急に検討すること。

発掘により出土した文化財の展示に努めること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び指摘事項について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件は、いずれも原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

お疲れさんでございました。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 令和5年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 令和5年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定については委員長報告のとおり原案可決及び認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は25分からしましょうかね。

午前11時15分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

日程第10 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定については、先ほど撤回を承認いたしましたので、次に進んでまいります。

日程第12 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日に松藤保健福祉部長、堤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条文を改める必要があるため条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き中尾文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日に松藤保健福祉部長、堤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和5年交付の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法において、被保険者証の返還に応じない者に対する100千円以下の過料の規定を削除する改正がなされることから、本条例について所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月12日に木村環境経済部長、相地商工観光課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、公表された準則に代えて適用すべき緑地面積率等に係る準則を定めるため、新たに条例を制定するものです。

地域の実情に応じた地域準則条例を定めて、工場敷地面積に対する緑地面積等の割合を緩和することで、工場敷地の有効活用を促し、新規の企業立地や既存企業の事業拡大を促進しようとするものです。

本条例では、区域ごとの緑地面積及び環境施設面積の割合や緑地がほかの施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法のほか、工場立地法施行以前に設置された既存工場に対する経過措置を定めております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日に松藤保健福祉部長、堤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一

部を改正する法律の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

日程第17 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決をされました。

日程第18～第20 議案第46号～議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第46号 財産の取得の追認についてから日程第20. 議案第48号 財産の取得の追認についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、議案第46号 財産の取得の追認について、提案理由の御説明を申し上げます。

まずもって、議員の皆様には多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本件は、小学校学習指導要領改訂に伴う教師用教科書及び指導書等を購入したことに関し、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会の議決について、追認をお願いするものでございます。

小学校の教師が使用する教科書・指導書等については、小学校の児童の教科書とは違い、国の無償給与制度の対象とならないため、市が教科書取扱書店から随意契約により購入し、各小学校に配備しております。

このため、本議案の平成27年度におきましては、有限会社熊川書店を相手方とする随意契約により、取得価格28,974,048円にて契約をいたしております。

本来でありますと、予定価格が20,000千円以上となる動産の取得でございましたので、地方自治法第96条第1項第8号及びみやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当しておりましたが、その点に認識の誤りがあり、平成27年4月3日に議会の議決を経ずに相手方と物品売買契約を締結してしまったものでございます。

この瑕疵を治癒し、法的有効性を確保するため、財産の取得について追認の議決を賜りたく提案するものでございます。

次に、議案第47号につきましても、令和2年度における小学校教師用教科書及び指導書等の購入に関し、議会の議決を経ずに相手方である有限会社熊川書店と令和2年4月10日に取得価格28,643,811円にて随意契約を締結してしまったことについて、追認の議決を賜りたく提案するものです。

最後に、議案第48号につきましても同様に、本年度における小学校教師用教科書及び指導書等の購入に関し、議会の議決を経ずに相手方である古賀書店と令和6年4月1日に取得価格28,553,899円にて随意契約を締結してしまったことについて、追認の議決を賜りたく提案するものです。

繰り返しになりますが、こうした事態を招いてしまいましたことに誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げますとともに、今後、こうしたことが二度と繰り返されないように再発の防止に努めてまいりますので、御理解を賜り、よろしく御審議の上、追認いただきますよう

お願い申し上げます。誠に申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回の分については議会の議決が必要であったということでありますけれども、これについて、契約の相手方、これは何か問題があるのかないのか。責任はもうみやま市の単なる不手際ということだけで、契約の相手方には何もないという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

上津原議員の御質問にお答えいたします。

本市で行っております教師用の教科書、指導書購入に伴う契約のやり方につきましては問題ないというふうに判断しておりますが、その契約額が20,000千円を超えることに対しては認識の不足がございまして、議決を経ずに購入をしたという手続上の誤りというところにつきましては問題があったというふうに思っておりますので、今回、このようなやり方をお願いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今の説明でいけば、手続上問題があったのはみやま市がきちっとやるべきことをやらなかったということで、契約の相手方についてはもう何ら非違的行為はなかったということでよろしいかというふうに思いますので、分かりました。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

今回の3件の執行状況を見ますと、全て随意契約ということになっておりますが、先日の文教厚生常任委員会の中でもお話しさせていただいたんですが、財務規則を厳守していただきたいと私はそのとき述べたと思うんですが、まさしくこれがそうだと思うんですね。財

務規則でやったら当然これは違反でしょう。違反という言い方はちょっと変かもしれませんが、起案理由があって承認されたと思うんですが、そうしたときに、財務規則にのっとっていけば、当初の市長の答弁用にチェックを、私どもが再三言いますチェックを所管が判断するだけで、全国的に教育問題でこれはいいという判断じゃないと思うんですよ。やっぱり組織の中で十分なるチェックをしない限りはこういった問題がまた出てくると思います。そのためにそういったチェック機関を設けてあるんでしょう。それが動かなきゃ意味がないもん。ですから、こういう問題がまた出てくるんですよ。

誰でも一緒ですが、自分ところで決めたら、さっきも言いましたよね。同じ人が何回でもチェックしても一緒ということと変わりません。そういったために組織があるんでしょう。それを生かしてくださいよ。全国的だからという話にならないんですよ。みやま市の財務規則はあるんですから、それにのっとった条例もあるんですよ。それにのっとった処理をやっていたかんと再度出てくると思いますので、それを注意します。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

本件につきましては4年に1回ということで、なかなかそこが今までできていなかったという部分があると思います。そういうのを含めてしっかりチェック機能を果たしていくように申し送り等も含めて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、議案第46号から議案第48号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第48号までの3件は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第46号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第46号 財産の取得の追認については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第47号 財産の取得の追認については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第48号 財産の取得の追認については原案のとおり可決をされました。

日程第21 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第46号から第48号までの財産の取得についての議案に関し、追認の議決を求める形となり、市政の適正な運営に影響を与えた事実を重く受け止め、自らを戒め律するため、私をはじめとする三役の令和6年10月分の給与月額をそれぞれ10%減額する条例を制定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより提案理由説明についての質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

この件は、一月10%、これはこの提案してあるもので、それこそ筑後、今日の新聞じゃ大牟田はなかったですね、柳川はあったですかね、そこら辺と大体同額ですかね。それが1つ。

副市長までされて、副市長は何か気分の悪うなかですか。そういう心境をちょっとお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはりこの追認という形を取らせていただいた。先ほど前原議員からもおっしゃったように、やはり財務規則にしっかりとやってやるべきことができていなかったということ、非常に誠に申し訳なく思います。そういう意味を込めまして、三役ということで決定させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

森田副市長。

○副市長（森田泰平君）

瀬口議員の御質問に回答させていただきます。

まず、周辺市の状況についてお尋ねがございました。たしか、議員言われたように、筑後市と、あと広川ですかね、やっぱりそれぞれの市町村によって購入の仕方、あと、そもそもの金額というのがばらつきがございまして、全市が今回のように追認をお願いするというような状況ではございません。

本市が気づいたきっかけでもありますが、山口県のほうで8月あたりに非常に話題になっておりまして、山口市、あと周南市、防府市とか、複数の市町村で今回同様に10%の減額というのも出させていたっているような状況がございます。

副市長の受け止めについてでございますけど、すみません、御配慮いただきましてありがとうございます。私としては、これはやはりけじめの問題であると。前原議員もおっしゃられたように、本来、財務規則に従ってやるべきことができていなかったということでございます。当然、私も三役である以上、その任にありますので、来て早々ではありますけれども、やはりこれは組織としてのけじめとしてつけなければいけないというふうに認識しておりますので、そのように受け止めております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

前で聞けばよかったですけど、これは全協では備品には当たらないということを記憶して

おりますが、それで間違いなかですかね。それで、備品は備品検査というのがあると思うんですよね。これはそういうのには当たらないと理解してようございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

教科書、指導書につきましては備品には該当いたしません。消耗品ということで購入をしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

もうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の中で責任を感じて減額するということでありますけれども、ちょっと気になる分については、これは先ほどその前の取得の件について財務処理が間違っていたということでありますけれども、これは職員のほうには影響はないという判断でよろしいのでしょうか。これは責任はもう管理職だけでやるということ判断していいのでしょうか。今まで何かあったらほとんど職員の責任というようなことで、かなり何かあったような、私はそういった記憶があるので、こういった分については、きっちりとした執行部の責任ということで終わらせて、今後そういったことがないような環境をぜひともつくるということをお願いしたいと思いますが、そこを私懸念するので、そこについてはどうなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

上津原議員の御質問にお答えいたします。

過去、平成27年、それから令和2年、そして、今年の4月ということでございます。過去の部分についても担当を替わっておりますし、そういう面も含めてこれははじめということで私たち三役ということにしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

今回、議会のさなかに判明した部分でございまして、今、上津原議員のほうから言われました職員の対応をどうするのかというところについては、まだ実はこれからの審査を、調査を含めてやっていかなければいけないというふうには考えておるところでございまして。その中で適切に対応してまいりたいというふうになんか今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今からそういった詳細な調査をやっていくということでもありますけれども、これについては、単なる単純なミスというようなことではない中での今までの取扱いだったろうと。ただ、そういった認識がなかなか今までなかったということでもありますので、そういった認識を醸成させるような、そういった教育等も必要にはなってくるんじゃないかなと。ただ、これが先ほど市長も言われた、もうこれは過去大分たった部分でありますので、そこもなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、そういった分については処分ということではなくて、やっぱり研修の充実、そういったところを含めて執行部はきっちりとやっていただきたいというふうに思いますので、そういった三役が自らを律するための処分ということも、職員の方はそこを十分に受け止めていただきながら、今後研さんに努めていただきたいというふうに思いますので、そういった分についても考慮をしていただきながら、職員の生活を守るというのも大変重要な分だろうというふうに思いますので、よろしくお願いしますというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第22 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会の組織、運営等に係る調査研究のため、15名の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番諸富正也君、2番三小田智裕君、3番黒田清隆君、4番河野一

仁君、5番森弘子君、6番奥蘭由美子君、7番吉原政宏君、8番古賀義教君、9番前原武美君、10番上津原博君、11番荒巻隆伸君、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上の15名の諸君を指名いたします。

日程第23 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、タブレットでお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和6年定例第3回市議会を閉会いたします。

午後0時11分 閉会

上記会議の次第は、桙嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 黒田 清隆

みやま市議会議員 河野 一仁